

広島県水道広域連合企業団管理規程第 22 号

広島県水道広域連合企業団会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団会計規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団会計規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（資金計画） 第 84 条 本部課等の長又は事務所長は、毎月 20 日までに、翌月以後 3 か月間の当該所属に係る資金計画を立て、<u>予算</u>主務課長に提出するものとする。 2 <u>予算</u>主務課長は、前項の資金計画を基に、毎月末までに企業団の事業ごとに翌月以降 3 か月間の総括資金計画を立て、企業長の決裁を受けるものとする。	（資金計画） 第 84 条 本部課等の長又は事務所長は、毎月 20 日までに、翌月以後 3 か月間の当該所属に係る資金計画を立て、<u>会計</u>主務課長に提出するものとする。 2 <u>会計</u>主務課長は、前項の資金計画を基に、毎月末までに企業団の事業ごとに翌月以降 3 か月間の総括資金計画を立て、企業長の決裁を受けるものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。